

第 8 号

熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例

熊本県興行場法施行条例（昭和59年熊本県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項第1号中「住所並びに」の次に「相続人にあつては、」を加え、同項第2号中「被相続人」を「興行場営業を譲渡した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）、被相続人」に、「（法人にあつては、）」を「又は」に、「又は」を「若しくは」に、「所在地）」を「所在地」に改め、同項第3号中「相続開始」を「興行場営業を譲り受けた年月日、相続開始」に、「（法人にあつては、）」を「又は法人の」に、「又は」を「若しくは」に、「年月日）」を「年月日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

興行場法（昭和23年法律第137号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。